

にいがた



にいがた海岸線
634.4km

▲えびす鼻と立島(粟島浦村)

Contents

- 算定基礎届事務説明会を開催します
- 月額変更届の注意事項
- 「特定保健指導」を受けましょう!
- 社会保険協会会員施設割引「施設」のご案内

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

算定基礎届事務説明会を開催します

報酬月額については毎年1回見直しを行い、実態に合った標準報酬月額を決定することとなっています。これを定時決定といい、このための手続きが算定基礎届です。算定基礎届は、記入例等の資料と合わせて5月下旬から6月初旬にかけて郵送されます。

今回の算定基礎届事務説明会では、算定基礎届に同封される資料を基に算定基礎届及びその他の届出について説明させていただきますので、同封資料をご持参のうえ、出席をお願いします。

平成25年度「算定基礎届事務説明会」日程表

期 日	説明時間	会 場	会場別参集地域
6月12日(水)	13:30～15:00	魚沼市小出郷文化会館 (魚沼市千溝1848-1)	魚沼市
6月13日(木)	13:30～15:00	小千谷市総合産業会館サンブラザ (小千谷市城内1-8-25)	小千谷市
	13:30～15:00	柏崎市文化会館アルフォーレ (柏崎市日石町4番32号)	柏崎市・刈羽郡
6月14日(金)	9:45～12:00	新潟テルサ (新潟市中央区鐘木185-18)	新潟市
	10:00～12:00	十日町地域地場産業振興センター(クロス10) (十日町市宇都宮71-26)	十日町市・津南町
	13:30～15:00	長岡リリックホール (長岡市千秋3-1356-6)	長岡市・出雲崎町
	13:30～15:00	三条商工会議所 (三条市須頃1-20)	三条市・燕市
6月17日(月)	13:30～15:30	五泉市福祉会館 (五泉市太田1092-1)	五泉市・阿賀町
	13:45～15:15	見附市文化ホール アルカディア (見附市昭和町2-1-1)	見附市
6月18日(火)	10:00～12:00	南魚沼市民会館 (南魚沼市六日町865)	南魚沼市・湯沢町
	10:30～12:00	阿賀野市水原保健センター (阿賀野市岡山町10-15)	阿賀野市
	13:30～15:00	燕市吉田産業会館 (燕市吉田東栄町14-12)	燕市・弥彦村
	13:30～15:00	ビーチホールまがたま (糸魚川市寺町4-3-1)	糸魚川市
6月19日(水)	10:30～12:00	聖籠町文化会館 (北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1280)	新発田市・胎内市 聖籠町
	13:30～15:00	アミューズメント佐渡 (佐渡市中原234-1)	佐渡市
	13:30～15:00	加茂市産業センター (加茂市幸町2-2-4)	加茂市・田上町
	13:30～15:00	リージョンプラザ上越 (上越市下門前446-2)	上越市・妙高市
6月20日(木)	10:30～12:00	村上市民ふれあいセンター (村上市岩船3270)	村上市・岩船郡
	13:30～15:00	新井総合コミュニティセンター (妙高市上町9-2)	妙高市・上越市

◎説明会当日は、送付された関係資料をご持参ください。また、ご案内の「会場別参集地域」に限らずご都合のよい会場に出席いただいても構いません。

◎「説明時間」については、開会並びに各年金事務所・全国健康保険協会新潟支部の説明の時間です。

◎6月14日の「新潟会場」についてのみ、新潟労働局からの説明がございます。

※このページでご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

月額変更届の注意事項

月額変更届とは…

被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定が行われるまでは変更されませんが、昇給や降給などによって被保険者の受ける報酬の額が大幅に変動した場合、「被保険者報酬月額変更届」をご提出いただくことにより標準報酬月額の随時改定を行います。随時改定は下記の3つの全てにあてはまる場合に届出をしていただき、変動があった支払月から4ヶ月目で標準報酬月額を改定します。

月額変更届の条件

①昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき

②固定的賃金の変動月以後引き続く3ヶ月間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき

③3ヶ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

定時決定…被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回(9月)標準報酬月額が決め直されます。

例

9月	固定的賃金	非固定的賃金	昇級前
10月	固定的賃金	昇級	非固定的賃金
11月	固定的賃金	非固定的賃金	}
12月	固定的賃金	非固定的賃金	
※支払基礎日数は、いずれも17日以上です。			
1月			改定

報酬月額(10月+11月+12月)
=平均月額 3

従前の標準報酬月額 ← 2等級以上の差 → 平均月額に該当する標準報酬月額

届け出の際、添付書類が必要となるケース…

下記の①または②のような月額変更届をご提出いただく場合には、変動前後の報酬及び支払基礎日数の確認のため、①～③の書類を添付していただく必要がありますのでご注意ください。

- ① 受付年月日が改定月の初日から60日以上経過している月額変更届
- ② 従前の標準報酬月額から改定後の標準報酬月額が5等級以上下がる月額変更届

必要な添付書類

①固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳の写し

②固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月までの出勤簿の写し

③被保険者が役員の場合は株主総会または取締役会の議事録(役員報酬を決定した分のみで可)等の写し

例
1

被保険者の固定的賃金を12月支払い分から引き下げて3月に標準報酬月額が2等級上がる月額変更届を5月に提出する場合に必要な書類

- 11月から2月の賃金台帳の写し
- 12月から2月の出勤簿の写し

例
2

役員である被保険者の固定的賃金を2月支払い分から引き下げて5月に標準報酬月額が5等級以上下がる月額変更届を提出する場合に必要な書類

- 1月から4月の賃金台帳の写し
- 2月から4月の出勤簿の写し
- 株主総会または取締役会の議事録の写し

退職後継続再雇用された方の標準報酬月額の決定について

60歳以上の方が、退職により嘱託等として引き続き再雇用される場合は月額変更届ではなく、資格喪失届と資格取得届をご提出いただくことができます。詳しくは本誌2013・4月号をご参照ください。

※このページでご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

社会保険事務講習会6月のご案内

参加料無料

どなたでも参加いただけます。「社会保険の事務担当している方」等を対象としています。

【講習内容】算定基礎：年金事務所

傷病手当金、出産手当金、保険給付概要：協会けんぽ

参加者は年金事務所から送付されています
算定基礎の資料を持参ください

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
6月21日(金)	午後1時30分 ～午後4時	三条商工会議所	三条市須頃1-20	70名
6月25日(火)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	70名
6月26日(水)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
6月26日(水)		ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	50名
6月27日(木)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
6月27日(木)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
6月28日(金)		サンライズ南魚沼	南魚沼市坂戸399-1	60名

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

お申込み方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。(電話によるお申し込みも可能です。)連絡がいかない場合は参加可能となります。なお、先着順とし、各会場とも定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

松風荘で、やすらぎとくつろぎのひとときを。



お申し込み・お問い合わせはお気軽に

〒958-0037 村上市瀬波温泉2-4-29
電話0254-53-3086

閑静なたずまい・落ち着いた10室

『ナノミストサウナ』は

低温(38℃～42℃)でゆっくり体を温めます。

瀬波保養所

松風荘

6月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五泉市村松支所	6(木)	10:00～15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸魚川市役所	12(水)	10:00～15:00
	五泉市福祉会館	20(木)	10:00～15:00			26(水)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	26(水)	10:00～15:00		柿崎商工会	19(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	佐渡中央会館	19(水)	13:30～17:00	三条年金事務所 (0256-32-2820)	市民交流センターネーブルみつけ	26(水)	10:00～15:00
	新穂地区公民館	20(木)	9:00～11:40	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村上市役所	12(水)	10:00～15:00
	小木町商工会	20(木)	8:50～10:50			26(水)	10:00～15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小千谷市民会館	12(水)	10:00～15:00		阿賀野市水原総合体育館	19(水)	9:30～12:30
		26(水)	10:00～15:00	六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域産業振興センター	13(木)	10:00～15:00
	小出ボランティアセンター	27(木)	10:00～15:00		(クロス10)	27(木)	10:00～15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。

※上記の年金相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

会員特典 社会保険協会会員施設割引「施設」のご案内

施設利用会員証は、次の施設で利用できます。
割引内容は施設ごとに異なりますので、各施設にお尋ねください。
施設利用会員証の交付については、社会保険協会本部まで照会願います。



◆割引施設一覧

カルチャー	新潟日報カルチャースクール メディアシップ教室	・新潟市中央区	TEL.025-385-7340
	新潟日報カルチャースクール 三条教室	・三条市	TEL.0256-33-0236
	新潟日報カルチャースクール 上越教室	・上越市	TEL.025-523-3222
	新潟日報カルチャースクール 長岡教室	・長岡市	TEL.0258-34-9606
	新潟日報カルチャースクール メイワサンピア教室	・新潟市西区	TEL.025-239-1450
スポーツクラブ	新津カントリークラブ	・新津市秋葉区	TEL.0250-22-1850
	ビッグ・クレストフィールドクラブ (ゴルフ練習場)	・新潟市秋葉区	TEL.0250-22-2222
	リバティースポーツクラブ	・新発田市	TEL.0254-23-5123
	加茂ゴルフセンター (ゴルフ練習場)	・加茂市	TEL.0256-52-7923
入浴施設	じょんのび館	・新潟市西蒲区	TEL.0256-72-4126
	多宝温泉 だいの湯	・新潟市西蒲区	TEL.0256-82-1126
	秋葉温泉 花水	・新潟市秋葉区	TEL.0250-24-1212
	ホンマ健康ランド	・新潟市中央区	TEL.025-283-4126
	日帰り聖籠観音の湯 ざぶーん	・聖籠町	TEL.0254-27-1126
	弥彦・桜井郷温泉 さくらの湯	・弥彦村	TEL.0256-94-1126
	山の湯	・湯沢町	TEL.025-784-2246
	駒子の湯	・湯沢町	TEL.025-785-7660
	岩の湯	・湯沢町	TEL.025-787-2787
宿泊施設	街道の湯	・湯沢町	TEL.025-788-9229
	宿場の湯	・湯沢町	TEL.025-789-5855
	万代シルバーホテル	・新潟市中央区	TEL.025-243-3711
	ニューハートピア新潟瀬波	・村上市	TEL.0254-53-2531
	越後やひこ温泉 綜栄館	・弥彦村	TEL.0256-94-2279
	じょんのび村 萬歳楽	・柏崎市	TEL.0257-41-2222
	ニューグリーンピア津南	・津南町	TEL.025-765-4611
	六日町スキーリゾート (上越六日町高原ホテル)	・南魚沼市	TEL.025-773-3311
	旬彩の庄 坂戸城	・南魚沼市	TEL.025-773-3333
その他	仙緑苑	・神奈川県	TEL.03-3279-5953
	せせらぎ荘	・栃木県	TEL.03-3279-5953
	ニューウエルサンピア沼津	・静岡県	TEL.055-922-5555
	グランドサンピア立山	・富山県	TEL.076-481-1617
	スタジオ チャオ	・長岡市	TEL.0258-34-5117
	トリックアート SOWA美術館	・長岡市	TEL.0258-75-5355

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています(相談は無料)

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00~15:00)
- 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
- ※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551
- ※社会保険協会の年金相談は、年金記録・年金見込額の即日回答はできませんので、ご了承ください。

健康づくり
標語コンクール佳作作品

口角上げれば 気分も上がる 笑顔あふれてげんきいっぱい